



平成 27 年 12 月 17 日

各 位

会社名 株式会社テ・ウエスタン・セラピ・テクス研究所
代表者名 代表取締役社長 日高 有一
(コード番号: 4576)
問合せ先 取締役総務管理部長 川上 哲也
TEL 052-218-8785

「内部統制システム構築に関する基本方針」の一部改定に
関するお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 17 日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針について、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします（変更箇所を下線で示しております）。

記

(1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社が継続、発展していくためには、全ての取締役、使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持ち行動することが必要不可欠であると認識しております。

①取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努めております。

②取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役会に報告しております。

③取締役会は、取締役会規則、職務分掌規程、職務権限規程、関係会社管理規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は定められた規程に従い、業務を執行しております。

④定期的に実施する内部監査では、法令、定款および社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて監査するとともに、その結果を代表取締役へ報告する体制を構築しております。

(2) 当社および子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の規程に基づき、安全かつ適正に保存しております。また、取締役および監査役は常時これらの文書を閲覧できるようにしております。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に対する規程その他の体制

当社および子会社は事業活動上の重大な事態が発生した場合には、当社代表取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。

また、当社では法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題につき適時アドバイスを受け、

法的リスクの軽減に努めています。

(4) 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるこことを確保するための体制

当社および子会社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規則により定められた事項およびその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。

また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行っております。

日常の職務執行については、職務権限規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社は子会社の適切な管理および経営内容の的確な把握のため、当社取締役または使用人を出向させることができるようとしております。

また、当社の「関係会社管理規程」に定める管理担当取締役は、必要に応じ、当社の取締役会において子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報に関して報告する体制を構築しております。

(6) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の自主性を尊重しながら円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、適時、関係者による会議を開催することとしております。

「関係会社管理規程」に定める管理担当取締役は、同規程に基づく当社への決裁・報告制度により子会社の経営管理を行うとともに、内部統制の実効性を高める施策を実施し、必要に応じて子会社への指導・支援を行うこととしております。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と取締役が協議した上、必要に応じて使用人を配置することといたします。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めにより監査役補助者として使用人を配置した場合の当該使用人の異動、人事考課等については、当該使用人の独立性を確保するため、監査役の事前の同意を得ることといたします。

(9) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役および使用人に周知徹底することといたします。

(10) 当社および子会社の取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱

いを受けないことを確保するための体制

- ①監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人にその説明を求めることができる体制を構築しております。
- ②取締役は、取締役会において担当する業務執行の状況等を定期的に報告する体制を構築しております。
- ③取締役および使用人等は、取締役の職務執行に関して重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する体制を構築しております。
- ④監査役に対して報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取り扱いを受けないよう、取締役および使用人等に周知徹底するものとします。また、「内部通報に関する規程」においても通報者の保護を規定しております。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行にかかる費用等の処理について、その費用等が当該監査役の職務執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用等の処理を行うものとします。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制としております。
- ②監査役は、必要に応じて、会計監査人および内部監査担当と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の実効性が確保できる体制としております。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社は財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととしております。

(14) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社および子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、不当要求等を受けた場合は組織として毅然とした態度で臨むとともに、顧問弁護士や所轄警察署等の専門機関と綿密に連携し、組織全体として速やかに対応することとしております。

以上